

令和8年4月20日
第6回 南相馬市教育委員会定例会
会 議 録

南 相 馬 市 教 育 委 員 会

第6回南相馬市教育委員会定例会会議録

1 開催日

令和8年4月20日（月）

2 場 所

南相馬市役所 東庁舎2階 第1会議室

3 会議時間

開会 午後 1時30分 閉会 午後 3時20分

4 出席者

教 育 長 大和田 博 行
教育長職務代理者 金 子 まゆみ
委 員 和 田 菜 子
委 員 山 邊 彰 一
委 員 百 田 尊 道

5 欠席者

なし

6 説明のため出席した者の職氏名

教育委員会事務局長	宝 玉 光 之	次長兼教育総務課長	熊 坂 真 利
参事兼学校教育課長	亀 田 邦 弘	参事兼指導主事	青 田 雅 子
教育企画担当課長	佐 藤 真 紀	文化財課長	川 田 強 史
参事兼生涯学習課長	鈴 木 隆 一	参事兼中央図書館長	松 本 圭 史

7 傍聴人

0人

8 書 記

（事務局）教育総務課総務係長 羽山 勇作

9 議案及び報告事項

議案第12号 南相馬市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第13号 南相馬市公立学校教育指導委員の委嘱について
議案第14号 国際バカロレア導入指針（最終版）について
議案第15号 南相馬市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第16号 南相馬市立博物館協議会委員の委嘱について
議案第17号 南相馬市で発見された新種化石の市指定文化財指定について
議案第18号 南相馬市生涯学習推進委員の委嘱について
議案第19号 南相馬市立図書館協議会委員の委嘱について

報告第 2 号 令和 8 年度南相馬市立博物館事業計画の承認について

報告第 3 号 令和 8 年度南相馬市生涯学習センター事業計画の承認について

午後 1 時 3 0 分 開会

○教育長

只今から、令和 8 年第 6 回南相馬市教育委員会定例会を開催いたします。出席委員は定数に達しておりますので、会議を開催いたします。

それでは、「議事日程第 1 会期及び議事日程の決定」についてですが、会期は本日 1 日限り、議事日程はお手元の資料のとおりといたします。

次に、「議事日程第 2 書記の指名」についてですが、教育総務課・羽山係長を指名いたします。

それでは「議事日程第 3 教育長職務代理者の指名について（報告）」を議題とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことと定められております。これまで教育長職務代理者を務めていた高野恵以子委員が、去る 3 月 28 日をもって委員の任期満了に伴い退任したことから、新たに金子まゆみ委員を令和 8 年 3 月 29 日付けで教育長職務代理者として指名したことを報告いたします。

次に、「議事日程第 4 議席の指定」を議題といたします。

南相馬市教育委員会会議規則第 4 条により、議席については教育長が定めることとなっております。

1 番委員を金子教育長職務代理者とし、2 番委員を和田委員、3 番委員を山邊委員、4 番委員を百田委員といたします。

よろしく願いいたします。

次に、「議事日程第 5 諸般の報告」に入ります。まず、(1) 教育総務課所管事項の報告をお願いいたします。

○教育総務課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

○金子教育長職務代理者

項番 2 番と 3 番について、2 日間とおして開催したものでしょうか。また内容に

記載の「検討のプロセスの見直し」とありますが、見直しの内容について教えていただければと思います。

○教育総務課長

2日間開催しておりますが、未就学児から中学生の子どもがいらっしゃる保護者の方々を対象に、皆さんの都合のいいときに参加いただけるよう案内したものとなっています。2日間をとおして、どちらにも出席いただいた方もいらっしゃいました様々なご意見をいただいたところです。

こちらにつきましては、当初の予定としまして、小高区については令和3年4月に小高小学校が再編統合され、新しく生まれ変わった際の協議の中で、まずは小中分離型の小中一貫教育を始めていきたいと思います。その後、ゆくゆくは施設一体型の小中一貫教育、または義務教育学校を目指していきたいと思いますという形で進んできたものです。それらを踏まえて昨年の9月に保護者懇談会を開催しまして、新たに義務教育学校を設置していきませんかという提案をしたところです。ただ、その時からかなり時間もたっている状況もあり、現在の保護者の方からするとやや唐突な印象があり、すでに義務教育学校というものが決まってしまうような印象を受けられた方が多くいらっしゃいまして、なかなか保護者の方々が抱えている思いを、私たちが吸い上げられていなかったのではないかと反省をしたところでございます。

そのため、まずは義務教育学校の設置を前提として開始した検討をいったん最初の地点に立ち戻ることとし、保護者が望む教育環境の在り方やどのような子どもに育てていきたいのかというような原点のところを共有させていただいた上で、望ましい教育環境を目指していきたいと思いますというように、同じ方向性を共有できるように、検討のプロセスを見直したところです。

○教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次に（2）学校教育課所管事項の報告をお願いいたします。

○学校教育課長

（説明）

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

それではご質問等がないようですので、次に（３）文化財課所管事項の報告をお願いいたします。

○文化財課長

（説 明）

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

それではご質問等がないようですので、次に（４）生涯学習課所管事項の報告をお願いいたします。

○生涯学習課長

（説 明）

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

それではご質問等がないようですので、次に（５）中央図書館所管事項の報告をお願いいたします。

○中央図書館長

（説 明）

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

それではご質問等がないようですので、次に（６）教育長事務報告をお願いいたします。

○教育総務課長

（説 明）

○教育長

只今、説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

それでは、ご質問等がないようですので、「議事日程第６ 提出議案の説明及び審議」に入ります。

はじめに、議案第１２号「南相馬市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

（説 明）

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第１２号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第１２号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第１３号「南相馬市公立学校教育指導委員の委嘱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第13号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第14号「国際バカロレア導入指針（最終版）について」を議題いたします。内容の説明を求めます。

○教育企画担当課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

○和田委員

本件について、既に御説明いただいている内容と重複してしまいましたら申し訳ありませんが、この資料は今後どのような場面で、どのように活用していく予定でしょうか。

先日、地域協議会に参加した際、国際バカロレアについては、まだ十分に理解されていないと感じました。市民の皆さんには、国際バカロレアの良さが十分に伝わっていないと感じたところです。

この資料の内容を、保護者や地域の方々に分かりやすく届けることができれば、国際バカロレアに対する理解や納得もより得られるのではないかと思います。

○学校教育課IB研究担当係長

ご質問の、国際バカロレアに対する理解をどのように広げていくかという点についてお答えします。

「IB」と聞くと、特別な教育であるという印象を持たれる方が多いことは、私どもも認識しています。しかし、私どもが国際バカロレアを導入する目的は、特別な教育を行うことではありません。

現在、学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められています。一方で、それを実際の授業の中でどのように進めていくのか、子どもたちをどのように指導していくのかについては、具体的な方法が十分に示されているわけではありません。

国際バカロレアは、子どもたちが主体的に学び、考え、対話し、深く理解するための学び方や指導の在り方について、具体的な手法や考え方を示しているものです。そのため、本市としては、現在求められている学びを着実に進めるための1つの手法として捉えています。

したがって、国際バカロレアは、特別に難しいことを教えるものでも、限られた子どもたちだけを対象とするものでもありません。子どもたちが「学び方を学ぶ」ことや、自ら考え、学び続ける力を育てることを目指すものです。

こうした考え方については、保護者の皆様への説明の機会などで、随時お伝えしています。また、地域の方々から事前にいただいたご質問に対しても、国際バカロレアが特別な教育ではないことをご説明しています。

今後も、保護者や地域の皆様に対し、導入の目的や具体的な取組内容を分かりやすくお伝えし、理解を深めていただけるよう、資料の活用方法も含めて周知に努めてまいります。

○金子委員

私の認識違いでしたら申し訳ありませんが、確認させてください。

国際バカロレアの導入については、まず原町第三小学校で進めていくということは承知しています。

その後について、資料39ページには「南相馬市独自の探究型学習プログラムを開発し」とありますが、今後は国際バカロレアの導入校を順次増やしていくのではなく、国際バカロレアを導入する学校は原町第三小学校を基本とし、その他の学校では、市独自の探究型学習プログラムを活用して、同様の考え方に基づく学習を実施していく、という理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課IB研究担当係長

基本的には、国際バカロレアの認定校として導入する、いわゆる「看板」を掲げる学校は、原町第三小学校1校を想定しています。

ただし、今後、他の学校から国際バカロレアを導入したいという意向が示された場合には、個別に検討していくことになります。その際には、学校運営協議会など

とも協議しながら判断していくことになると考えています。

本市としては、国際バカロレアの認定校を増やすこと自体を目的としているわけではありません。国際バカロレアの考え方や学び方をどのように市内全体へ広げていくか、そのための研究開発を行う拠点として、原町第三小学校に導入するものと考えています。

例えば、PYP では、複数の学習テーマや文脈に基づいてカリキュラムを構成し、子どもたちが自ら問いをもち、主体的に考え、学ぶ学習を進めます。総合的な学習の時間などを中心に活用しながら、探究的な学びを展開していくことになります。

現在、原町第三小学校では、年間の探究学習の計画の作成を進め、今年度から実際の教育活動の中で運用しているところです。その中には、地域への思いやふらさと学習なども位置付けています。

例えば、地域の自然や文化、産業などを学ぶ際にも、単に知識を得るだけではなく、その学びを通して子どもたちに何を理解してほしいのか、地域の文化や伝統を受け継ぐことが自分たちの暮らしや地域の豊かさにどのようにつながるのか、といったことまで考えられるようにしていきたいと考えています。

こうした探究的な学びの考え方や実践を、市内の他の学校にも広げていく方針です。今後は、例えば「南相馬市の授業スタイル」の中に探究学習の視点を位置付け、総合的な学習の時間をどのように進めるかといった大枠の指針や、南相馬市独自の探究型学習プログラムを整備していきたいと考えています。

また、探究的な学びを各学校で実践するためには、教員がどのように指導を行うかも重要です。そのため、今年度から教員向けの勉強会を立ち上げ、各小学校の教員に参加いただいています。原町第三小学校の授業を参観していただくほか、実際のプログラムや指導方法を共有しながら、他校にも段階的に広げていきたいと考えています。

○金子委員

原町第三小学校で国際バカロレアの取組を先行して進め、その成果や学び方を市内の他校へ横展開していくという考え方については理解しました。

将来的には、原町第三小学校に通わなければそのような学びを受けられない、いわゆる越境通学をしなければならない状況ではなく、市内のどの学校に通っていても、探究的な学びを受けられることが望ましいと考えます。

実現までには一定の時間を要するとは思いますが、市内全体で同じような学びを受けられるようにしていくことが理想ではないかと思います。

○学校教育課 I B 研究担当係長

ご指摘のとおり、将来的には、市内のどの学校に通う子どもたちも、探究的な学びを受けられる環境を整えていくことが望ましいと考えています。

原町第三小学校での取組を研究・開発の拠点とし、その成果や実践を他校にも段

階的に広げながら、市内全体の教育の充実につなげていきたいと考えています。

○教育長

他にご質問はございませんか。

○百田委員

資料 43 ページの「②教員の負担軽減の取組」には、市教育委員会が主体となり、ICT 機器を積極的に活用した教育 DX を推進することなどにより、教員の負担軽減を図ると記載されています。

教育 DX の推進について、具体的にはどのような取組を行い、教員の負担軽減につなげていくのでしょうか。

また、国際バカロレアの学びや指導方法を取り入れるに当たっては、教員数の多い学校でなければ導入が難しいのではないか、という意見も聞いています。

教員が子どもたちへの教育により多くの時間を充てられるようにするため、どのような支援や方法を考えているのか、お伺いします。

○学校教育課 I B 研究担当係長

教育 DX の推進による教員の負担軽減についてお答えします。

既に、学校では様々な ICT の活用を進めています。例えば、保護者からの出欠連絡をオンラインで受け付ける仕組みを導入し、教職員が電話で一件ずつ連絡を受ける負担を軽減しています。

また、各種の情報共有や事務処理についても、ICT を活用することで、より簡便かつ迅速に行えるものがあります。今後は、校務支援システムなどの導入・活用も含め、学校現場の状況を踏まえながら、教員の負担軽減につながる取組を検討していきます。

一方で、ICT の活用だけで学校現場の負担を十分に軽減できるわけではないことも認識しています。国際バカロレアの認定を目指す場合には、学び方や指導方法を実践することに加え、認定に向けた各種の準備や事務的な作業も必要となります。そのため、人による支援が必要となる部分もあります。

現在、原町第三小学校には、市独自の体制として担当職員を配置し、国際バカロレアに関する研究開発や取組を支援しています。今後、市内の他校へ探究的な学びを広げていく際にも、教育 DX の推進と併せて、教員に過度な負担をかけずに取組を進めるための支援体制や方法を研究していきます。

国際バカロレアでは、授業を一人の教員だけで作るのではなく、複数の教員が協働して授業や学習計画を検討・作成することが基本的な考え方の一つです。原町第三小学校では、学年ごとの会議や打合せを継続的に行い、教員同士で協力しながら授業づくりを進めています。

小規模校では、学年ごとや教科ごとに複数の教員を配置することが難しい場合も

あります。そのような学校では、学年や教科の枠を越えて教員同士が話し合い、協働して授業づくりを進める体制をつくることも考えられます。

今後は、先進的な取組事例の視察等も行いながら、学校規模や実情に応じて、教員の負担を抑えつつ探究的な学びを実践・展開していくための方法を、研究開発の中で検討してまいります。現時点で、全ての対応策を明確に示すことは難しい面もありますが、教員への支援の在り方も重要な研究課題として位置付け、取り組んでいきたいと考えています。

○教育長

他にご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第14号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号「南相馬市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○文化財課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第15号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第16号「南相馬市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題いたします。内容の説明を求めます。

○文化財課長

(説明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第16号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第17号「南相馬市で発見された新種化石の市指定文化財指定について」を議題いたします。内容の説明を求めます。

○文化財課長

(説明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第１７号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第１８号「南相馬市生涯学習推進委員の委嘱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○生涯学習課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第１８号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第１８号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第１９号「南相馬市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○中央図書館長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました議案について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

お諮りいたします。ただいま提案のありました、議案第１９号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

○教育長

異議なしと認め、議案第19号については原案のとおり決定いたします。

次に、報告第2号「令和8年度南相馬市立博物館事業計画の承認について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○文化財課長

(説明)

○教育長

只今、説明のありました報告について質疑を行います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

先ほどご説明のあった登録博物館への登録について伺います。登録に当たっては、博物館の基本的な方針を示す必要があるとのことでしたが、その点を整備すれば登録要件は満たせるのでしょうか。あるいは、ほかにも満たすべき要件や課題はあるのでしょうか。

○文化財課長

登録博物館への登録に当たっては、基本的な運営方針を定めることのほかにも、いくつかの基準があります。

例えば、学芸員が配置されていること、展示室や収蔵庫など必要な施設・設備が整備されていること、教育普及活動を適切に実施していること、一定の日数以上開館していることなどが求められます。

南相馬市博物館については、学芸員が配置されており、展示室や収蔵庫などの施設規模、運営面についても、基本的には登録に必要な条件を満たすことができると考えています。

一方で、登録に当たっては、博物館としてどのような役割を果たし、どのような方針で事業を運営していくのかを明確に示す必要があります。近年は、来館者が主体的に学び、考える探究的な学びの場として博物館を位置付ける視点も重視されています。

こうした考え方も踏まえ、博物館の基本的な運営方針を定めていく必要があると考えています。現時点では、運営方針を整備することで、その他の登録要件についてはおおむね満たすことができる見込みです。

○教育長

他にご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

報告第2号についてはご承認をお願いいたします。

次に、報告第3号「令和8年度南相馬市生涯学習センター事業計画の承認について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○生涯学習課長

(説 明)

○教育長

只今、説明のありました報告について質疑を行います。何かございませんか。

○金子委員

資料80ページの「生涯学習共通事業」について伺います。

事業には市内全体を対象としているものがある一方で、「親と子のきずなづくり体験事業」は小高区を対象として実施されているように見受けられます。小高区だけを対象として実施している理由について、教えてください。

○生涯学習課長

「親と子のきずなづくり体験事業」は、原子力災害後の小高区における帰還・居住の促進や、子どもたちが遊び、学ぶことのできる環境づくりの一環として開始した事業です。

現在も、小高区では子どもたちを取り巻く遊びや学びの環境について、引き続き充実を図る必要があると考えています。

このため、本事業については、小高区の子どもたちと保護者を対象として、継続して実施しているものです。

○和田委員

今年度から新たに始まる事業もあり、対象となる世代もこれまで以上に広がっていると感じています。また、単なる習い事にとどまらず、多様な分野の講座が増えていることを大変うれしく思います。

その上で、生涯学習センターの配置や利用のしやすさについて伺います。市内のどの地域に住んでいる方でも、おおむね同程度の距離で生涯学習センターを利用できるような配置となっているのでしょうか。

もし、センターから離れた地域や、利用しにくい地域がある場合には、タクシーや乗合バスなどの移動手段に対する支援を行うなど、市民の皆様が地域による差なく学習の機会を得られるようにする考えはあるのか、お伺いします。

○生涯学習課長

ご質問には、主に生涯学習センターの立地による利用上の差と、移動手段への支援に関する2点があるものと受け止めています。

まず、立地については、鹿島区及び小高区には生涯学習センターがそれぞれ1か所であることから、居住する地域によっては、距離的に利用しにくい方がいることは認識しています。

一方で、生涯学習センターが実施する各種講座や事業については、「その地区の住民だけが受講できる」というものではありません。市内のどの生涯学習センターで実施する講座でも、居住地区にかかわらず申込み、受講することができます。

このため、まずは最寄りの生涯学習センターをはじめ、興味のある講座が開催される各センターを利用していただきたいと考えています。

なお、タクシー利用への助成や乗合バスの運行など、移動手段を確保するための支援については、現時点では具体的な検討には至っていません。今後も、市民の皆様が参加しやすい講座の実施や周知に努めてまいります。

○教育長

他にご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長

なければここで質疑を終了します。

報告第3号についてはご承認をお願いいたします。

○教育長

次に「議事日程第7 その他」に入ります。

○教育総務課長

(今後の日程を説明)

○教育長

今後の日程等について、ご確認をお願いいたします。

その他ございませんか。

○教育長

ないようですので、以上をもちまして、南相馬市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後３時２０分 閉会